

が想定されること等から、経過措置料金規制を課さないこととしています。（※）一般ガス事業者は供給約款料金を作成している単位、簡易ガス事業者は簡易ガス事業に係る団地単位での指定となります。

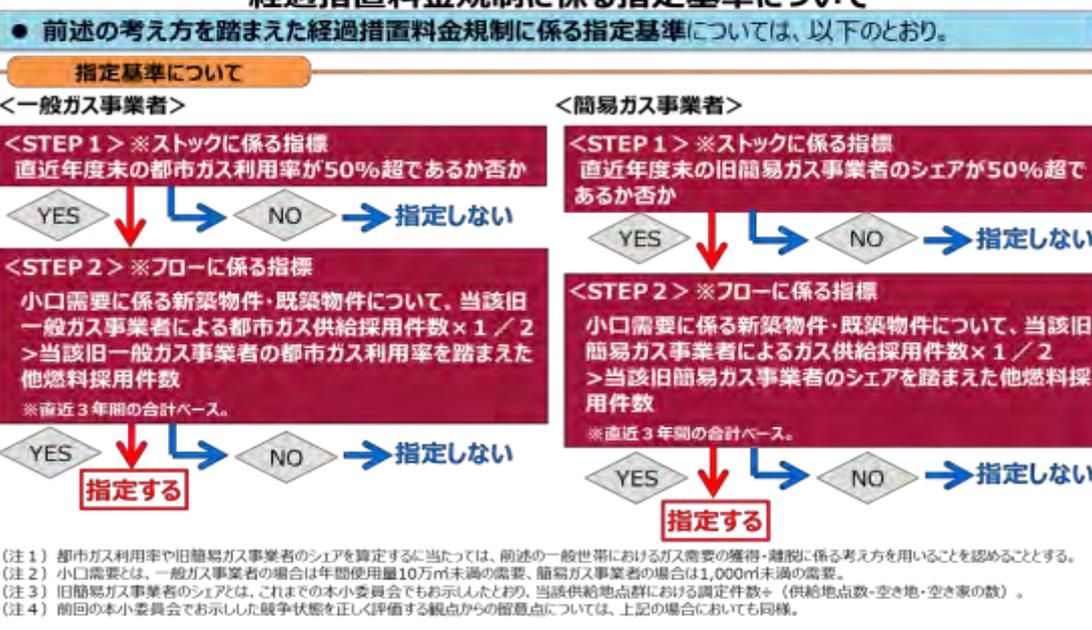
（参考 1）小売料金規制が課される事業者一覧

（参考 2）[第 29 回ガスシステム改革小委員会事務局提出資料 経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について 平成 28 年 2 月 23 日](#)

（参考 3）[電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合（第 10 回）経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について 平成 28 年 9 月](#)

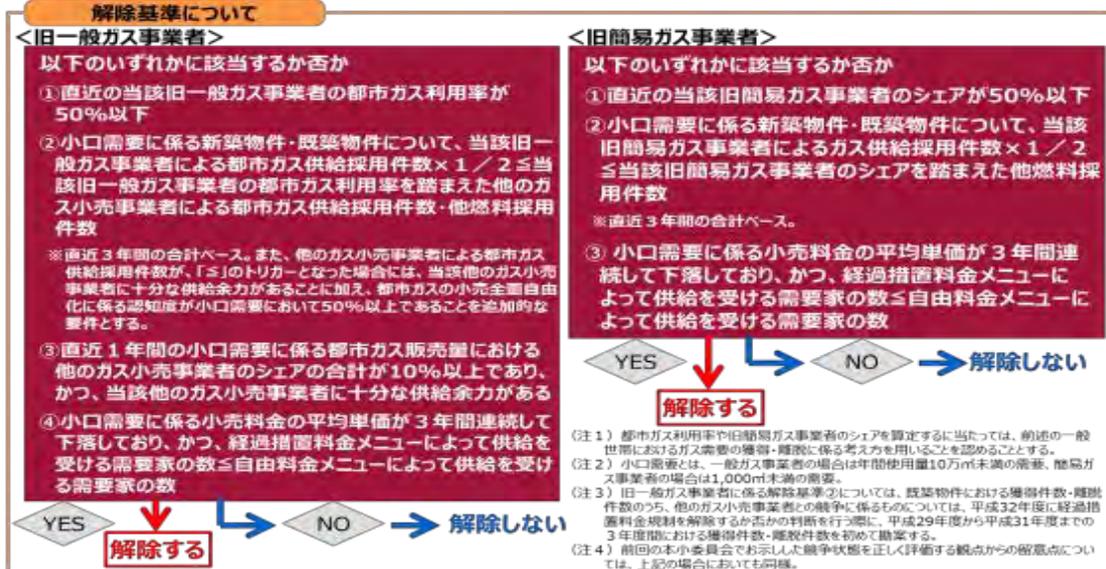
（参考 4）経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について（第 29 回ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料より抜粋）

経過措置料金規制に係る指定基準について



経過措置料金規制に係る解除基準について

● 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。



問16. ガスの小売全面自由化が行われる2017年（平成29年）4月1日までに何も手続をしなかった場合、ガスの供給はどうなるのですか。

答. 従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者、簡易ガス事業者からガスの供給を受けていた場合は、引き続き、今まで供給を受けていた当該事業者から供給されることとなります。

なお、自由料金メニュー（2017年（平成29年）3月末までの選択約款を含む）につきましては、2017年（平成29年）4月1日以降は、ガス小売事業者に説明義務・書面交付義務が課されていますので、消費者としては、当該説明等を受けて、契約変更に応じるか、他のガス小売事業者やオール電化・LPガスへの切替えを検討することとなります。

問17. 今のサービスや料金メニューに満足しているのですが、今の料金メニューは残らないのですか。

答. 今の料金メニューが残るか否かにつきましては、各事業者にお問い合わせください。また、お住まいの地域の従来（2017年（平成29年）3月31日まで）の一般ガス事業者、簡易ガス事業者に対して経過措置料金規制が課される場合※は、現行の一般ガス供給約款又は簡易ガス供給約款が経過措置約款として残ることとなります。ただし、経過措置料金規制が課される事業者であっても、現行の選択約款料金（家庭用高効率給湯器契約等）には料金規制は及ばず、自由料金となりますので、現行の選択約款の料金メニューが残るか否かについては各事業者にお問い合わせいただく必要があります。

（※）一般ガス事業者は供給約款料金を作成している単位、簡易ガス事業者は簡易ガス事業に係る団地単位での指定となります。

問18. 2017年（平成29年）4月1日以降に自宅の新築を予定しており、竣工後は新規参入のガス小売事業者と契約したいのですが、導管（内管）の引込み工事は誰に頼めば良いのでしょうか。

答. 新規参入のガス小売事業者から供給を受ける場合も、導管（内管）引込の工事の手続きなどは従来（2017年（平成29年）3月末まで）の一般ガス事業者（小売全面自由化後は一般ガス導管事業者）が担当することになります。一般ガス事業者（小売全面自由化後は一般ガス導管事業者）へ消費者が直接申込みいただくことのほか、ガス小売事業者や新築工事を行っている工務店等が消費者に代わって一般ガス事業者（小売全面自由化後は一般ガス導管事業者）に対して導管（内管）引き込み工事の手配を行うことも考えられます。

問19. 自由化後に新規参入のガス小売事業者と契約した場合、その後に引っ越しをすると、どうなるのですか。海外への転勤などで契約廃止の手続をするにはどうすれば良いですか。

答. ガス小売事業者によっては、営業エリアが限定されている場合があります。海外も含め転居先で供給を受けていたガス小売事業者からの供給を受けることができない場合、契約をされたガス小売事業者との間で手続きが必要となりますので、契約しているガス小売事業者に御確認ください（引っ越し先で契約しているガス小売事業者から継続して供給を受ける場合でも、引っ越しに伴う手続きは必要となります。）。

問20. 持ち家（戸建住宅、マンション又は集合住宅）に住んでいるのですが、新規参入のガス小売事業者からガスを買うことはできますか。

答. 持ち家（戸建住宅、マンション又は集合住宅）にお住まいで、現在、従来の一般ガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合、新規参入のガス小売事業者からガスを買うことが可能です。

また、戸建住宅（持ち家）で、LPガス販売事業者、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の簡易ガス事業者からLPガスの供給を受けている場合やオール電化の場合、新規参入のガス小売事業者からガスを買うことが可能ですが、都市ガスに切り替えるためには都市ガス用の配管が必要となる場合があるほか、ガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器等の消費機器）の調整、買替え等が必要となります。

持ち家であっても、マンション又は集合住宅で、LPガス販売事業者、従来（2017年（平成29年）3月末まで）の簡易ガス事業者からLPガスの供給を受けている場合やオール電化の場合は、配管等の工事等を伴うため、コミュニティー単位での意思決定が必要となりますので、マンション管理組合等にお問い合わせください。

なお、コミュニティー単位（全体）で簡易ガスの供給者を変更する場合は、コミュニティー単位での意思決定が必要となりますので、マンション管理組合や自治会（戸建住

宅の場合)等に御相談ください。既存のガス発生設備の取扱い等について、事業者間での協議が必要になる場合もあります。

問21. 賃貸住宅(戸建住宅を含む)に住んでいるのですが、新規参入のガス小売事業者からガスを買うことはできますか。

答. 賃貸住宅であっても、現に都市ガスの供給を受けている場合は、基本的に可能です。ただし借上げ寮で会社契約の場合など、他人名義の契約になっている場合は、その契約者に御確認下さい。なお、LPガス販売事業者・簡易ガス事業者からLPガスの供給を受けている場合やオール電化の場合、都市ガスに切り替えるためには都市ガス用の配管やガス器具(ガスコンロ、ガス給湯器等の消費機器)の調整、買替え等が必要となる場合がありますが、工事をするためには原則として賃貸人や管理会社等の同意も必要になりますので、関係者に御確認ください。また、賃貸住宅がマンション(又は集合住宅)である場合において、従来(2017年(平成29年)3月末まで)の簡易ガス事業者より、コミュニティ単位でガスの供給を受けている場合は、コミュニティ単位での意思決定が必要となりますので、賃貸人や管理会社等の関係者に御確認ください。

問22. 同じ家に住んでいる家族で別々にガスの契約をすることはできますか。

答. ガスの契約は需要場所ごとに行いますので、同じ家に住んでいる場合は別々にガスの契約を行うことはできません。ただし、二世帯住宅等において、ガスメーターを分けて設置しているような場合には、別々の契約を行うことが可能となります。

問23. 既に自由化されている大口市場にはどのような事業者がいるのですか。

答. 既に自由化されている大口分野(年間のガス使用量が46MJ(※)換算で10万 m^3 以上)のガス小売に新規参入している事業者は、電気事業者の他、石油元売り会社、国産天然ガス生産事業者、商社、化学・鉄鋼事業者など、多岐にわたります。

(※) MJ(メガジュール)は発熱量をあらわす国際単位で、キロカロリーに代わるもの。

1MJは238.889キロカロリー。

問24. 既に自由化されている大口市場における新規参入事業者の販売シェアは現状どの程度ですか。

答. 新規参入事業者の販売量は大口市場の約13%に上っています(平成27年度実績(ガス事業生産動態統計調査より))。

問25. 新規参入のガス小売事業者が十分なガスを仕入れることができない場合、消費者に対する供給は停止されてしまうのですか。

答. ガス小売事業を営むためには、ガス小売事業者として国の登録を受ける必要があります。